

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊伊丹駐屯地  
中部方面会計隊本部業務科長 加藤 江利菜

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6QF310700050		6RL01C33002 0001						
品名 または 件名								
伊丹（8）事業系一般可燃廃棄物処理								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
106,000.00	TN							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
陸上自衛隊伊丹駐屯地				伊丹駐業				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
伊丹駐業 総務科 塵埃係（3 1 1 4）				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）				

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

中部方面会計隊本部業務科事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
入札日時場所：令和8年3月26日（木）10時00分 会計隊 入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

本入札は令和8年度予算成立を前提とする。

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項  
次の各項目のすべての条件を満たす者
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
  - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
  - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
  - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
  - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
  - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
  - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者。
  - (11) 令和7、8、9年度有効の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出することを条件とする。ただし、全省庁統一資格を申請中の場合は申請済であることが確認できる書類を提出すること。
  - (12) 一般廃棄物収集運搬許可書の写しを提出すること。
- 2 低入札価格調査について
  - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
  - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所  
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。  
**令和8年3月10日～令和8年3月25日（0815～1700）**
- 4 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
  - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
  - (2) 入札に関する条項に違反した入札
  - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
  - (1) 落札決定後、単価契約書を作成する。（契約締結年月日は令和8年4月1日）
  - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項  
法令に基づき委託契約書を作成する。特約条項として談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項を付する。
- 8 その他
  - (1) **郵便等による入札については、令和8年3月25日17時00分到着分までを有効とする。**  
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
  - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
  - (3) **入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和8年3月25日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）**
  - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。  
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
  - (5) **市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX可）**
  - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧されたい。
  - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
  - (8) 落札決定については予定価格の範囲内で最低の価格（単価）をもって申込をした者を落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1  
陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：長峯  
**072-782-0001 内線(3424) FAX072-782-0035 (直通)**

本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載。  
QRコードから公式サイトにアクセスできます。



1 役務名称  
伊丹（8）事業系一般可燃廃棄物処理

2 役務場所  
兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1 陸上自衛隊伊丹駐屯地

3 役務概要  
本役務は、伊丹駐屯地において発生する事業系一般可燃廃棄物の収集・運搬処理（伊丹市指定の処理場への搬入）を実施するものである。

4 一般仕様

(1) 種別

事業系一般可燃廃棄物

(2) 予定数量（単位：Kg）

月別予定数量表											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7000	7000	7000	9000	6000	6000	8000	9000	15000	12000	10000	10000
合計：106,000											

(3) 回収場所

駐屯地内2箇所とし、細部は担当官の指示による。

(4) 回収時期

週3回（月、水、金）を基準とし、時間帯は、担当官と調整する。

(5) 回収時の留意事項

車両積載時に廃棄物が散乱した場合、必ず回収・清掃を実施すること。

5 特記仕様

(1) 資格

本役務実施者は、伊丹市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者とする。

(2) 賠償責任

請負者は本役務実施において、事故防止に万全を期すものとする。万一過失により人身及び駐屯地施設の破損等損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。

(3) 検査

役務検査は、当該月ごとに毎月末までの処理完了分を対象とし実施する。

6 提出書類

(1) 一般廃棄物収集運搬許可証の写し（契約後速やかに）

(2) 別紙「事業系一般可燃廃棄物収集運搬処理完了報告書」2部  
（各月の処理終了後5日以内）

(3) 計量伝票

計量伝票又は、自重計付特装車からプリントアウトした伝票のいずれかとする。（自重計付特装車の場合は収集の都度提出するものとする。）

7 その他

本役務で使用する収集車は当駐屯地のみの廃棄物を収集して計量するものとし、他事業所の廃棄物が混入しないようにすること。但し、自重計付特装車等で収集の都度当駐屯地分の計量伝票が提出できる場合は制限しない。



